

## 相談支援専門員の要件となる実務経験について

相談支援専門員の要件として必要な実務経験は次のとおりとなります。経験内容により必要な年数が異なりますのでご注意ください。

※「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示227号）」より要点を抜粋したものであり、事業名等は各法に基づきます。

### 1 通算して3年以上ある者

- (1) 平成18年10月1日において障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに相談支援の業務に従事した期間。

### 2 通算して5年以上ある者

- (1) 次の事業（※アイウは準ずる事業も含む）において相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上ある者。

ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業

イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所

ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設

エ 病院若しくは診療所の従業者（ただし、次の①から④のいずれかに該当する者に限る。）

①社会福祉主事任用資格者

②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により、相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者

③2-4に掲げる資格を有する者

④2-(1)-アからウまでに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者

- (2) 次のアー①から③までの従事者であって、次のイのいずれかに該当する者が介護等の業務に従事した期間が通算して5年以上ある者（その他準ずる施設の従事者も含む）

ア 事業等

①障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るもの等の従事者

②障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者

③病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者

イ 資格等

- ①社会福祉主事任用資格者
  - ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により、相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者
  - ③保育士
  - ④児童指導員任用資格
  - ⑤精神障害者社会復帰指導員
- (3) 障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事した期間
- (4) 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

### 3 通算して10年以上ある者

2-(2)-アに掲げる従事者であって、2-(2)-イの社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

### 4 2または3の期間が通算して3年以上あり、かつ、次の資格に基づき、当該資格に係る業務に従事した期間が5年以上ある者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士